

もしものときに
こんなにお得!

ちがいがわかる抜群の保障

火災共済



- ◆ダンゼン安い掛金、全国一律です
- ◆再取得価額で保障するから安心です
- ◆風水害など火災以外の損害も保障します
- ◆地震特約も付帯できます
- ◆退職後も加入を継続できます
- ◆加入申込み・共済金の請求はすべて組合を通じて行います



火災共済 ~もくじ~

- ★基本契約……………●P.22~20
- ★地震特約……………●P.19~17
- ★共済金請求について……………●P.16
- ★制度のご案内……………●P.15~14
- ★加入申込書……………●P.12

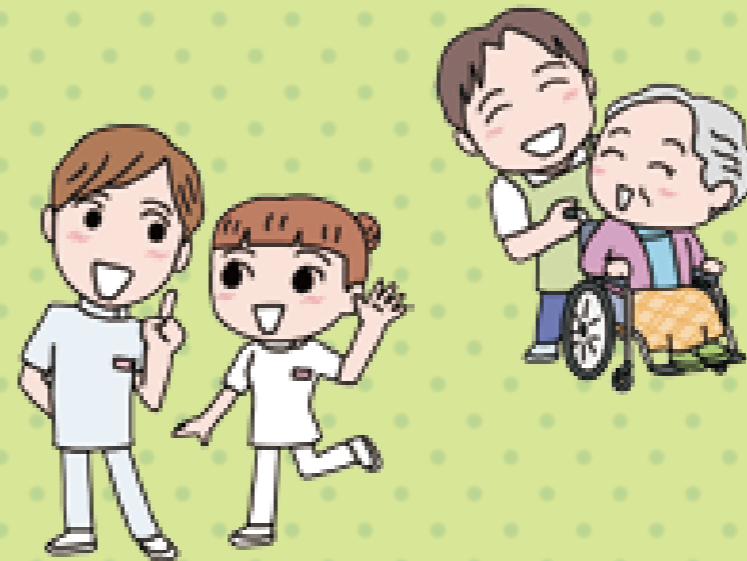


全国の医療・福祉・
介護施設などで働く

仲間のたすけあいの総合保障

セット共済

2018年4月発行



- ◆休業共済金があるので安心です
- ◆満79歳まで、家族とともに加入を継続できます
- ◆病気死亡で最高2,000万円までの大きな保障です
- ◆入院1日目から対象です
- ◆掛金は年齢に関係なく一律です
- ◆退職後も加入を継続できます
- ◆加入申込み・共済金の請求はすべて組合を通じて行います

セット共済 ~もくじ~

- ★セット共済って?……………●P.1
 - *保障内容/加入条件
 - *生命共済/医療共済/交通災害共済……………●P.2
- ★上積みについて……………●P.3~4
- ★加入の前に必ずお読みください
—制度のご案内—……………●P.5~8
- ★共済金請求について……………●P.9
- ★お申込みにあたって
 - *記入例……………●P.10
 - *健康告知基準……………●P.11
 - *加入申込書……………●P.12



みんなでつくる 大きな安心
医労連共済

携帯からも
無料で
かけられます

…………… 火災や風水害などの事故連絡先 ……………

フリーダイヤル 0120-160931

時間外・休日は…

住宅災害損害査定センター 03-3366-7908
火災などの事故受付です。一般の問い合わせにはお応えできません

2018.04

みんなでつくる 大きな安心
医労連共済

携帯からも
無料で
かけられます

フリーダイヤル 0120-160931

TEL03-3876-8297 FAX03-3876-8263
〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館4階
http://www.iro-kyosai.jp/

2018.04

セット共済

必要にあわせて選べます

● 新規加入年齢 組合員：満69歳まで
配偶者・子・親：満59歳まで

● 掛金と保障金額 ● 保障金額は個人共済の各事業規約に定めたとおり
支払いますので、この表と実際の保障金額に差が生じる場合があります。

※満70歳以降継続加入できるのは、セット共済6型または7型に限ります。
※子とは子の配偶者、親とは配偶者の親も含まれます。
※「不慮の事故」の休業は「病気・ケガ」の休業保障の欄をご覧ください。

保障内容	本人・配偶者・満22歳以上の子・親							満21歳までの子			
	型	1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	A型	B型	C型
	月掛金	7,500円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	800円	1,000円	600円	400円
保障内容	生命 200口 医療 10口 交通 5口	生命 160口 医療 8口 交通 4口	生命 140口 医療 5口 交通 3口	生命 110口 医療 4口 交通 3口	生命 80口 医療 4口 交通 2口	生命 50口 医療 4口 交通 1口	生命 10口 医療 4口 交通 1口	生命 30口 医療 2口 交通 2口	生命 10口 医療 2口 交通 2口	生命 10口 医療 1口 交通 1口	
入院保障	6 病気・ケガ (1~180日)	5,000円	4,000円	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円	500円
	不慮の事故 (1~180日) 5 + 6	25,000円	20,000円	16,500円	13,000円	10,000円	7,000円	3,000円	4,000円	2,000円	1,500円
	交通事故 (1~180日) 5 + 6 + 11	40,000円	32,000円	25,500円	22,000円	16,000円	10,000円	6,000円	10,000円	8,000円	4,500円
休業保障	7 病気・ケガ (1~90日) 連続5日以上休業の時 1日目から保障	2,500円	2,000円	1,250円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	500円	500円	250円
	交通事故 (1~180日) (連続5日以上にならない 場合および91日目以降)	10,000円 7 + 12 (7,500円) 12	8,000円 (6,000円)	5,750円 (4,500円)	5,500円 (4,500円)	4,000円 (3,000円)	2,500円 (1,500円)	2,500円 (1,500円)	3,500円 (3,000円)	3,500円 (3,000円)	1,750円 (1,500円)
死亡保障	1 病気など	2,000万円	1,600万円	1,400万円	1,100万円	800万円	500万円	100万円	300万円	100万円	100万円
	2 不慮の事故 交通事故 2 + 9	4,000万円	3,200万円	2,800万円	2,200万円	1,600万円	1,000万円	200万円	600万円	200万円	200万円
障害保障	3 病気など (1~14級)	2,000万円 ~80万円	1,600万円 ~64万円	1,400万円 ~56万円	1,100万円 ~44万円	800万円 ~32万円	500万円 ~20万円	100万円 ~4万円	300万円 ~12万円	100万円 ~4万円	100万円 ~4万円
	4 不慮の事故 (1~14級)	4,000万円 ~160万円	3,200万円 ~128万円	2,800万円 ~112万円	2,200万円 ~88万円	1,600万円 ~64万円	1,000万円 ~40万円	200万円 ~8万円	600万円 ~24万円	200万円 ~8万円	200万円 ~8万円
	交通事故 (1~14級) 4 + 10	5,000万円 ~200万円	4,000万円 ~160万円	3,400万円 ~136万円	2,800万円 ~112万円	2,000万円 ~80万円	1,200万円 ~48万円	400万円 ~16万円	1,000万円 ~40万円	600万円 ~24万円	400万円 ~16万円

(注) ①~⑫は2頁の①~⑫に準ずる

- **加入年齢**
① 組合員は満69歳までに加入していれば、満79歳まで継続して加入できます。
② 配偶者、子、親は満59歳までに加入していれば、満79歳まで継続して加入できます。
③ 満70歳以降継続加入できるのは、セット共済6型または7型に限ります。
- **加入範囲**
(OB組合員およびその家族の新規加入はできません)
① 組合員、配偶者、子(子の配偶者を含む)、親(配偶者の親を含む)。
② 配偶者、子、親が加入する場合、組合員がセット共済に加入していること。
- **健康告知**
別途定めている健康告知が必要です。該当する方は加入できない場合がありますので健康告知基準(11ページ)をご確認ください。
- **加入限度**
① 配偶者、子、親が加入する場合、組合員本人の加入しているセット共済の型式、生命共済の加入口数、医療共済の加入口数を超え

- て加入できません。
② 健康告知基準にもとづいて加入できなかった方が、加入できるようになってから2年以内にあらたに加入する場合は、セット共済6型または7型のいずれかに限ります。
③ 健康告知基準「指定疾病」に該当する方は、セット共済7型に限り加入できます。
- **増口減口**
① 継続加入契約効力発生日の7月1日時点までに、健康告知基準のいずれにも該当しない方は、上位型式に変更することができます。
② 継続加入契約効力発生日の7月1日時点までに、健康告知基準「加療中」「直前加療」「最近手術」「指定疾病」に該当した方は上位型式への変更はできません。
③ 健康告知基準「指定疾病」に該当の場合、生命共済の増口はできませんが、医療共済・交通災害共済の増口はできます。(健康告知基準の「指定疾病」に該当した方は、増口部分について共済金給付減額等の条件で増口できます。)

- ④ **健康告知基準「加療中」「直前加療」「最近手術」に該当しなくなって、2年以内の継続時には、上位型式の変更はセット共済6型までしかできません。**
⑤ 新規加入年齢を超えた方は、継続加入契約効力発生日の7月1日時点で上位型式に変更できません。
⑥ **年度途中の型式変更、増口減口はできません。**
- **共済金額**
個人共済事業規約に定めたとおり支払います。

■年齢による共済金額削減

- ① 生命共済給付について
給付事由発生日に
満61歳以上満63歳未満は60%
満63歳以上満65歳未満は50%
満65歳以上は40%の額を支払います。
- ② 医療共済給付について
給付事由発生日に
満65歳以上満70歳未満は70%
満70歳以上は60%の額を支払います。

● 加入限度口数の計算は、「セット共済に含まれる口数」と「上積み口数」を足した口数です

生命共済

掛金1口月額30円 満21歳までの子は1口月額20円
● 加入年齢 組合員：満64歳まで 配偶者・子：満59歳まで (単独加入の場合)

1口あたりの保障金額

給付種目	給付事由の区分	共済金額
1 死亡給付	病気などによる死亡	100,000円
2 事故死亡給付	不慮の事故による死亡(事由発生日から2年以内)	200,000円
3 後遺障害給付	労基法施行規則別表第2による「身体障害等級表」1~14級	100,000円~4,000円
4 事故後遺障害給付	労基法施行規則別表第2による「身体障害等級表」1~14級(事故日から180日以内の後遺障害)	200,000円~8,000円
5 事故入院給付	不慮の事故による入院(事故日から2年以内の通算180日を限度)	日額100円

- **加入年齢**
配偶者、子は満59歳までに加入していれば満64歳まで継続して加入できます。
- **加入範囲**
(OB組合員およびその家族の新規加入はできません)
① 組合員、配偶者、子(子の配偶者を含む)。
② 配偶者、子が加入する場合、組合員が生命共済、セット共済のいずれかに加入していること。
- **健康告知**
別途定めている健康告知が必要です。該当する方は加入できない場合がありますので健康告知基準(11ページ)をご確認ください。
- **加入限度**
① 最低10口から最高200口まで。
② 満61歳以上の加入は50口が限度。
③ 配偶者、子が加入する場合、組合員本人の加入口数を超えて加入できません。
④ 健康告知基準にもとづいて加入できなかった方が、加入できるようになってから2年以内にあらたに加入する場合の加入限度は50口。
⑤ 健康告知基準の「指定疾病」に該当する方は、加入口数限度10口に限り加入できます。
- **増口減口**
① 継続加入契約効力発生日の7月1日時点で、健康告知基準

- のいずれにも該当しない方は、増口することができます。
- ② 継続加入契約効力発生日の7月1日時点で、健康告知基準の「加療中」「直前加療」「最近手術」「指定疾病」に該当した方は、増口できません。
- ③ **年度途中の増口減口はできません。**
- **共済金額**
① 1口あたりの共済金(普通死亡・普通後遺障害)10万円と不慮の事故の場合別途10万円を限度としてあわせて給付します。
② 共済金限度額10万円から共済金を支払った額を差し引いた残額を、残りの共済期間に対する共済金額とします。
③ 不慮の事故共済金限度額1口10万円から不慮の事故共済金の共済金給付を差し引いた残額を、残りの共済期間に対する不慮の事故共済金額とします。

■年齢による共済金額削減

給付事由発生日に
満61歳以上満63歳未満は60%
満63歳以上満65歳未満は50%
満65歳以上は40%の額を支払います。

医療共済

掛金1口月額100円
● 加入年齢 組合員：満64歳まで 配偶者・子：満59歳まで (単独加入の場合)

1口あたりの保障金額(入院共済金と休業共済金は、重複して給付されません)

給付種目	給付事由の区分	共済金額
6 入院給付	病気・ケガによる1日以上180日以内の入院	1日目から日額500円
7 休業給付	病気・ケガによる連続5日以上90日以内の休業	1日目から日額250円
8 ドナー見舞金	組合員がドナー(臓器提供者)となった場合、加入している医療共済の病気入院10日分を見舞金として給付する	5,000円

- **加入年齢**
医療共済単独加入の場合、配偶者、子は満59歳までに加入していれば満64歳まで継続して加入できます。ただし、セット共済への上積みの場合、満79歳まで継続して加入できます。
- **加入範囲**
(OB組合員およびその家族の新規加入はできません)
① 組合員、配偶者、子(子の配偶者を含む)。
② 配偶者、子が加入する場合、組合員が医療共済、セット共済のいずれかに加入していること。
- **健康告知**
別途定めている健康告知が必要です。該当する方は加入できない場合がありますので健康告知基準(11ページ)をご確認ください。
- **加入限度**
① 最低1口から最高10口まで。
② 配偶者、子が加入する場合、組合員本人の加入口数を超えて加入できません。
③ セット共済に加入している方は、最高20口まで加入することができます。
- **増口減口**
① 継続加入契約効力発生日の7月1日時点で、健康告知基準のいずれにも該当しない方は、増口することができます。
② 継続加入契約効力発生日の7月1日時点で、健康告知基準の「加療中」「直前加療」「最近手術」に該当した方は、増口できません。
③ 継続加入契約効力発生日の7月1日時点で、健康告知基準の「指定疾病」に新たに該当した方は、増口部分について共済金給付減額等の条件で増口できます。
④ **年度途中での増口減口はできません。**
- **共済金額**
① 1口あたりの共済金9万円を限度として給付します。
② 1口あたりの共済金9万円から、共済金を支払った額を差し引いた残額を、残りの共済期間に対する共済金額とします。
③ 共済期間中に入院が繰り返された場合、通算180日を限度とします。
④ 共済期間中に休業が繰り返された場合、通算90日を限度とします。通算90日分を給付し、その後さらに共済金給付事由が継続または発生した場合、90日間は給付の

- 対象としません。
- ⑤ 同一疾病での給付は入院給付・休業給付あわせて通算90日を限度とします。
- ⑥ 入院の前後に継続して入院休業あわせて5日以上になる場合、休業は1日でも給付します。
- ⑦ **加入者で就業していない方、または、自営業(農業や漁業も含む)の方や夏休み中の学生・生徒などで休業証明書が提出できない方の休業共済金については、【医師の診断による休業に相当する期間(自宅安静療養期間)が連続5日以上】あった場合、その期間中の通院日の日数を休業給付の対象とします。**
- ⑧ 休業が必要と診断されているが、休業できず通院している時、要休業と診断されている期間中の通院日数を休業給付の対象とします。(要診断書)

■年齢による共済金額削減

給付事由発生日に
満65歳以上満70歳未満は70%
満70歳以上は60%の額を支払います。

■共済金の不払い

共済金請求の事由が先天異常あるいは、慢性中毒によるものであるときは給付されません。

交通災害共済

掛金1口月額100円 ● 加入年齢制限はありません (国内のみ対応の制度です)

1口あたりの保障金額(事故発生日から180日以内の死亡、障害、入院、休業に対し給付します)

給付種目	給付事由の区分	共済金額
9 死亡給付	交通事故の日から180日以内の死亡	2,000,000円
10 後遺障害給付	交通事故の日から180日以内の後遺障害 労基法施行規則別表第2による「身体障害等級表」1~14級	2,000,000~80,000円
11 入院給付	交通事故の日から180日以内の入院	日額3,000円
12 休業給付	交通事故の日から180日以内の休業	日額1,500円
見舞金	入院および休業共済金の支払対象にならない交通災害被害の加入者について	治療期間10日以内3,000円 治療期間11日以上5,000円

- **加入範囲**
(OB組合員およびその家族の新規加入はできません)
① 組合員、配偶者、子、2親等までの親族(姻族)。
② 配偶者、子、2親等までの親族(姻族)が加入する場合、組合員が交通災害共済、セット共済のいずれかに加入していること。

- **加入限度** 最低1口から最高5口まで。
- **増口減口** 年度途中の増口減口はできません。
- **共済金額**
① 交通事故の日から180日以内の入院、休業、障害、死亡共済金を合算、1口あたり200万円を限度として給付します。
② 1口あたりの共済金200万円から、共済金を支払った額を差し引いた残額を、残りの共済期間に対する共済金額とします。(死亡の場合、すでに支払った入院、休業、障害共済金は差し引いて支払います)
③ 休業が必要と診断されているが、休業できず通院している時、要休業と診断されている期間中の通院日数を休業給付の対象とします。(要診断書)

セット共済 と 医療共済上積み で

入院日額5,000円もしくは10,000円にしたい場合…



例えば:月額2,400円で入院日額10,000円
休業日額5,000円を保障の場合(死亡:100万円)

セット型	1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型
月掛金	7,500円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	800円
病気・ケガ死亡	2,000万円	1,600万円	1,400万円	1,100万円	800万円	500万円	100万円
病気・ケガ入院(日額)	5,000円	4,000円	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円



病気・ケガの入院日額にしたい	医療10口	医療上積0口 (月掛金プラス0円)	医療上積2口 (月掛金プラス200円)	医療上積5口 (月掛金プラス500円)	医療上積6口 (月掛金プラス600円)	医療上積6口 (月掛金プラス600円)	医療上積6口 (月掛金プラス600円)	医療上積6口 (月掛金プラス600円)
5,000円	月掛金 ¥7,500	月掛金 ¥6,200	月掛金 ¥5,500	月掛金 ¥4,600	月掛金 ¥3,600	月掛金 ¥2,600	月掛金 ¥1,400	
病気・ケガの入院日額にしたい	医療20口	医療上積10口 (月掛金プラス1,000円)	医療上積12口 (月掛金プラス1,200円)	医療上積15口 (月掛金プラス1,500円)	医療上積16口 (月掛金プラス1,600円)	医療上積16口 (月掛金プラス1,600円)	医療上積16口 (月掛金プラス1,600円)	医療上積16口 (月掛金プラス1,600円)
10,000円	月掛金 ¥8,500	月掛金 ¥7,200	月掛金 ¥6,500	月掛金 ¥5,600	月掛金 ¥4,600	月掛金 ¥3,600	月掛金 ¥2,400	

*** 最大の保障で最高の安心なら「セット1型+医療10口」**
月掛金8,500円(入院:10,000円/日、休業:5,000円/日、死亡:2,000万円)

※「病気・ケガ」の「休業」は、連続5日以上休業の時、1日目から給付

◎「病気・ケガ」「交通事故」の「入院」「死亡」「休業」の基準額のみを記載。その他の詳しい給付内容は(1,2ページ)を参照してください。
◎医療共済を上積みしても、「交通事故」の「連続5日以上にならない場合および91日目以降」の休業の共済金に変更はありません。
◎上記は、年齢・加入時以前罹患指定疾病・加入時以前罹患傷病などの給付削減をしていない額です。(削減については(6ページ)参照)

上積み早見表

●セット共済に上積みできる医療・交通の限度口数

セット型(掛金)	1型 (7,500円)	2型 (6,000円)	3型 (5,000円)	4型 (4,000円)	5型 (3,000円)	6型 (2,000円)	7型 (800円)	A型 (1,000円)	B型 (600円)	C型 (400円)
生命	200口	160口	140口	110口	80口	50口	10口	30口	10口	10口
医療	10口	8口	5口	4口	4口	4口	4口	2口	2口	1口
交通	5口	4口	3口	3口	2口	1口	1口	2口	2口	1口
セット共済に上積みできる限度口数	医療 10口 交通 -	医療 12口 交通 1口	医療 15口 交通 2口	医療 16口 交通 2口	医療 16口 交通 3口	医療 16口 交通 4口	医療 16口 交通 4口	医療 18口 交通 3口	医療 18口 交通 3口	医療 19口 交通 4口



あなたの保障は?

「セット5型+生命20口・医療16口・交通1口」のこなつさんの場合を見てみましょう。

- ①まず、セット5型の保障内容を下のセット共済の表で記入します。
- ②次に、上積みしている生命共済・医療共済・交通災害共済の口数を記入し、上積み部分の保障内容を口数から計算して記入しましょう。
- ③「セット共済の保障内容」と「上積み部分の保障内容」を足せば、できあがり!

あなたの保障内容も見てみましょう! まずは、気になる項目から

	こなつさんの場合 【セット5型+生命20口・医療16口・交通1口】					あなたの場合							
	①セット型の保障内容		②上積み部分の保障内容			③合計		①セット型の保障内容		②上積み部分の保障内容			③合計
	セット5型	生命80口 医療4口 交通2口	上積み口数			セット型+上積み	セット	型	上積み口数			セット型+上積み	
入院保障	病気・ケガ(1~180日) ⑥	2,000円	生命20口	医療16口	交通1口	10,000円	円		500円×口数			円	
	不慮の事故(1~180日) ⑤+⑥	10,000円	100円×口数	500円×口数		20,000円	円		100円×口数	500円×口数		円	
	交通事故(1~180日) ⑤+⑥+⑪	16,000円	100円×口数	500円×口数	3,000円×口数	29,000円	円		100円×口数	500円×口数	3,000円×口数	円	
休業保障	病気・ケガ(1~90日) ⑦ ※病気・ケガを問わず連続5日以上休業の時、1日目から保障	1,000円		250円×口数		5,000円	円			250円×口数		円	
	交通事故(1~180日) ⑦+⑫	4,000円		250円×口数	1,500円×口数	9,500円	円			250円×口数	1,500円×口数	円	
	連続5日以上にならない場合および91日目以降 ⑫	<3,000円>			1,500円×口数 <1,500円>	<4,500円>	<円>				1,500円×口数 <円>	<円>	
死亡保障	病気など ①	800万円	10万円×口数			1,000万円	万円		10万円×口数			万円	
	不慮の事故 ②	1,600万円	20万円×口数			2,000万円	万円		20万円×口数			万円	
	交通事故 ②+⑨	2,000万円	20万円×口数		200万円×口数	2,600万円	万円		20万円×口数		200万円×口数	万円	
月掛金	3,000円/月	30円×口数 600円/月	100円×口数 1,600円/月	100円×口数 100円/月	5,300円/月	円/月		30円×口数 円/月	100円×口数 円/月	100円×口数 円/月	円/月		

(注) ①~⑫は2ページの①~⑫に準ずる

※契約内容・加入制限等については、各ページをごらんください。

型	1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	
月掛金	7,500円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	800円	
生命200口 医療10口 交通5口	生命160口 医療8口 交通4口	生命140口 医療5口 交通3口	生命110口 医療4口 交通3口	生命80口 医療4口 交通2口	生命50口 医療4口 交通1口	生命10口 医療4口 交通1口		
入院保障	6 病気・ケガ(1~180日) 5+6 不慮の事故(1~180日) 5+6+11 交通事故(1~180日)	5,000円 25,000円 40,000円	4,000円 20,000円 32,000円	2,500円 16,500円 25,500円	2,000円 13,000円 22,000円	2,000円 10,000円 16,000円	2,000円 7,000円 10,000円	2,000円 3,000円 6,000円
休業保障	7 病気・ケガ(1~90日) 連続5日以上休業の時1日目から保障 7+12 交通事故(1~180日) ⑫(連続5日以上にならない場合および91日目以降)	2,500円 10,000円 (7,500円)	2,000円 8,000円 (6,000円)	1,250円 5,750円 (4,500円)	1,000円 5,500円 (4,500円)	1,000円 4,000円 (3,000円)	1,000円 2,500円 (1,500円)	1,000円 2,500円 (1,500円)
死亡保障	1 病気など 2 不慮の事故 2+9 交通事故	2,000万円 4,000万円 5,000万円	1,600万円 3,200万円 4,000万円	1,400万円 2,800万円 3,400万円	1,100万円 2,200万円 2,800万円	800万円 1,600万円 2,000万円	500万円 1,000万円 1,200万円	100万円 200万円 400万円

1口あたりの保障金額

生命共済	給付種目	共済金額
生命共済	① 死亡給付	100,000円
	② 事故死亡給付	200,000円
	⑤ 事故入院給付	日額100円

医療共済	給付種目	共済金額
医療共済	⑥ 入院給付	日額500円
	⑦ 休業給付	日額250円

共済 交通災害	給付種目	共済金額
共済 交通災害	⑨ 死亡給付	2,000,000円
	⑪ 入院給付	日額3,000円
	⑫ 休業給付	日額1,500円

制度のご案内【加入に関する注意事項】必ずお読みください

セット共済 生命共済 医療共済 交通災害共済 と 火災共済 のすべてに共通です

■保障の期間と更新

- ①共済期間は1年間(7月1日から翌年6月30日)です。事業規約の変更など特別なことがない限り、毎年7月1日に更新されます。
- ②加入者が満加入年齢を超過されて最初に迎える6月30日まで、保障は更新されます。
- ③7月1日の更新日に満加入年齢を超過される場合は、更新することができません。ただし交通災害、火災共済は更新できます。
- ④1年間の契約期間内は中途解約はできません(火災共済を除く)。退職の場合も6月30日までの掛金を納入してください。なお、契約期間内で、中途解約した場合は、掛金の払い戻し、および共済金の請求はできません。
- ⑤労働組合を脱退した場合は加入できません。また、脱退した場合は掛金の払い戻しはありません。

■外国人労働者の共済加入について

- ①共済加入ならびに共済金の受取人については日本国内居住者に限ります。ただし、外国人組合員の配偶者で日本国籍の者についてはこの限りではありません。
- ②日本に居住し、途中で日本居住でなくなった場合については、共済加入の契約は消滅します。

■年末所得控除

医労連共済は労働組合法にもとづく労働組合内の助け合い事業なので、所得控除の対象になりません。

■割戻金(還元金)

医労連共済は、組合員の助け合いの事業であり、営利を目的としていませんので、毎年1回5月31日に決算をし、剰余金があるときは6月30日現在の加入者に、その年度中の払込掛金に応じて割戻金として還元できます。火災共済地震特約は還元金の対象外です。

■共済金の受取人

- ①共済契約者
- ②被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は次の順序になります。
 - 1) 共済契約者の配偶者。(内縁関係を含む)
 - 2) 共済契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。
 - 3) 共済契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。
 - 4) 2) に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。
 - 5) 3) に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。
- ③上記以外に受取人を指定することもできます。受取人の指定には、別途届出が必要となります。

■死亡共済金の税務上の取扱い

死亡共済金は、一時所得として所得税が課税されます。

■退職後の継続加入について(退職しても継続できます)

- 退職時まで医労連共済に加入していた方の取り扱いはこちらのとおりです。
 - ①満55歳以上の退職者
 - 1) 満55歳以上の退職者で、所属組合が継続加入を認めた方。
 - 2) 退職以前の在職中に2年以上セット共済・交通災害共済・火災共済に加入していた方は継続加入が可能です。なお、セット共済の生命共済上積部分は継続できません。ただし、医労連共済の年度途中で退職された場合は、6月30日の契約満期時まで既契約のまま加入できます。
 - 3) セット共済については、満79歳までの継続加入を認めます。ただし、満70歳以降の加入型式はセット共済6型または7型に限ります。なお、交通災害共済・火災共済については年齢制限はありません。
 - 4) 本部扱いのOBは毎年1回7月にOB会費1,000円を登録口座より引落しいたします。なお、所属労働組合が手続きをおこなう方(単組OB)は初回のみ1,000円の会費となります。
 - 5) 本部扱いのOBについては所属労働組合が一括して取り扱いを決定した、満55歳以上の退職者に限ります。
 - ②満55歳未満の退職者
 - 1) 所属組合が認めた方で、組合費を収めている方に限ります。(この場合、在職の組合員と同じ資格で加入することができます)
 - 2) 医労連共済の年度途中で退職された場合、所属労働組合が認めた方は6月30日の契約満期時まで既契約のまま加入できます。
- ③退職後のOB扱いについては「本部OB」と「単組OB」がありますので、それぞれの所属組合で確認して下さい。

■契約の消滅について

- ①次の場合、その方を共済者とする共済契約は消滅します。
 - 1) 被共済者が死亡したとき。
 - 2) 被共済者が労働基準法施行規則別表第2身体障害等級第1級、第2級、第3級の2～4の障害に該当したとき。
 - 3) 離婚により被共済者が被共済者の資格を喪失したとき。
- ②次の場合、共済契約全体が消滅します。
 - 1) 共済契約者が死亡し、規約に定める契約承継がない場合。
 - 2) 規約に定める契約承継者が次年度の効力発生日に満80歳となる当該年度末。
 - 3) 規約に定める契約承継者が死亡したとき。
- ③ただし、②の1)の場合、共済契約者を被共済者とする個人共済以外、個人共済・火災共済ともに既契約を一括継続し、残りの共済期間の掛金を払込むことを条件に、当該年度内に限り加入を継続することができます。なお、この期間の共済金受取人は、被共済者とし、共済金受取人が未成年者の場合、その方の親権者もしくは後見人が手続きを行います。

■契約の承継について

- ①契約者が死亡した場合、契約者の配偶者(満80歳未満で内縁関係を含む)を契約承継者として、その時点での加入を限度として継続できます。なお、契約承継者(配偶者)は個人共済の加入は問いません。火災共済は契約承継者の居住物件のみ継続できます。

■ご注意ください■ このパンフレットに記載されていない事項については、医労連共済事業規約および細則にもとづいて実施します。

- ②契約承継者の手続きについては契約者死亡時より60日以内に行ってください。
- ③継続にあたっては、年1回1,000円の会費を納入してください。
- ④配偶者に承継の意志のない場合、配偶者がいない場合は6月30日をもって満期解約となります。

加入後の傷病中の保障(もちろん保障は継続されます)

保障の開始後に傷病になっても、保障の更新時に入院・自宅安静などの療養中であっても、保障は継続されます。ただし、「健康告知基準」にもとづいて届出をする義務があります。

共済金の支払いについて

- ①次の場合は、共済金の支払いができません。
- ②次の場合は、共済金が削減され給付となります。

①共済金給付不払

制度区分	項目	条件
交通災害共済・医療共済・セット共済・火災共済	受給失格	受給資格が、無いことが判明した場合
	掛金不納	掛金が、定められた日までに納入されなかった場合
	組合脱退	組合を脱退した場合
	調査拒否書類変造	医労連共済が、求める書類提出や調査の拒否、不実報告記載、書類変造を行った場合
	故意過失	給付事由が、契約者・被共済者・給付受取人の故意又は重大な過失で発生した場合 火災共済の場合、契約者、その親族、建物家財の所有者の故意又は重大な過失による損害
	犯罪行為	給付事由が、契約者・被共済者・給付受取人の犯罪行為で発生した場合
	戦争変乱	給付事由が、戦争その他の変乱で発生した場合
	契約解除	給付事由が、契約解除以降に発生した場合
	紛失盗難	紛失や盗難による損害
	地震噴火	地震・噴火・津波に起因する火災・風水害等による損害
共済医療	妊婦分娩先天異常慢性中毒	給付事由が、正常な妊娠・分娩・産褥による場合 先天異常、慢性中毒による場合
	詐欺行為	給付事由が、給付を取得することを目的とした行為による場合
交通災害共済	交通違反	給付事由が、無免許運転、飲酒運転、最高速度違反、信号無視、踏切警報機無視、無免許運転車への同乗、飲酒運転への同乗によるものである場合
	職業運転	給付事由が、現役組合員契約者以外の被共済者が、職業運転者として運転業務中に発生した場合
	天災事件	給付事由が、天災による場合
	微傷創傷	給付事由が、平常の業務能力に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病(丹毒、膿瘍、蜂窩織炎、リンパ腺炎、膿毒炎、敗血症、破傷風、よう、せつ、ひょうそ等)である場合
	罹患傷病	給付事由が、すでに罹患していた傷病である場合
	別件事故	給付事由が、給付請求する事故とは別の事故の場合
	他人暴行	給付事由が、他人の暴行によるものである場合
治療拒否	給付事由が、治療を怠り、又は治療させなかったために発生した場合	

- ・増口や型式変更による増口分は、既加入分と別に各項の審査を行います。
- ・各項に該当する場合に、すでに支払った給付がある場合は返却を求めます。
- ・増口や型式変更による増口分は、既加入分と別に各項の審査を行います。

■個人情報保護に関する重要事項

日本医労連共済は、受け付けた加入申込書、解約・変更届、共済金支払請求書やそれに伴う診断書等の証明資料によって知り得た個人情報は、加入者の管理、共済金の給付審査、および共済事業の運営に関わるデータ作成のみに使用し、それ以外の目的で使用する場合は、事前に加入者各人から同意を得て行います。

なお、全労連共済分担金管理部会に対しては給付審査に必要な個人情報を、火災共済の給付請求に対して査定を行っている査定センターに対しては、査定を行うために必要な個人情報を、また、加入者管理を目的としたコンピューターシステムの管理を行っている委託業者、集金代行を目的とした委託業者に対しては、目的業務の遂行上必要最低限の個人情報を提供しています。

②共済金給付削減

制度区分	項目	条件	給付率
生命共済・セット共済の生命共済部分	高年削減	給付事由発生日に満61歳以上63歳未満	60%
		給付事由発生日に満63歳以上満65歳未満	50%
		給付事由発生日に満65歳以上	40%
医療共済・セット共済の医療共済部分	高年削減	給付事由発生日に満65歳以上満70歳未満	70%
		給付事由発生日に満70歳以上	60%
生命共済・医療共済・セット共済の生命共済部分・医療共済部分	指定疾病	効力発生後60日以内に、これにかかわる給付が発生した場合、それ以降、同一の指定疾病の給付率は同じ	30%
		効力発生後61日～180日以内に、これにかかわる給付が発生した場合、それ以降、同一の指定疾病の給付率は同じ	50%
		効力発生後181日以降、これにかかわる給付が発生した場合、それ以降、同一の指定疾病の給付率は同じ	70%
		効力発生後60日以内に、これにかかわる給付が発生した場合、それ以降、同一の罹患傷病の給付率は同じ	30%
		効力発生後61日～180日以内に、これにかかわる給付が発生した場合、それ以降、同一の罹患傷病の給付率は同じ	50%
		効力発生後181日～1年以内に、これにかかわる給付が発生した場合、それ以降、同一の罹患傷病の給付率は同じ	70%
生命共済・セット共済の生命共済部分	自殺過失	新規加入契約効力発生日から1年以内の自殺 新規加入契約効力発生日から1年以内の重大過失による死亡	50%
生命共済・医療共済・セット共済の生命共済部分・医療共済部分	交通違反	踏切信号無視立ち入り 交通機関飛び乗り・飛び降り	50%
交通災害共済・セット共済の交通共済部分	過失軽微	被共済者過失事故ではあるが重大な過失でない場合	50%

- ・各項に該当する場合に、すでに支払った給付がある場合は返却を求めます。
- ・新規契約効力発生日より前罹患傷病、新規契約効力発生日より前罹患指定疾病の場合は、契約者・被共済者・共済金給付受取人が罹患していたことを知らない場合も含みます。
- ・不慮の事故の場合は、医療共済の高年削減はありません。

③契約期間(共済期間)途中で解約された場合、共済金給付請求権は失われます。また、共済金給付がある場合、その共済金給付の返却を求めます(火災を除く)。

制度のご案内【加入に関する注意事項】必ずお読みください

セット共済 **生命共済** **医療共済** **交通災害共済** と **火災共済** のすべてに共通です

不慮の事故について

●**不慮の事故とは**、急激、偶然かつ外因性（但し、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、または増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来事故とみなさない）によるもので、次のものをいいます。危険度の高い行為による事故は不慮の事故とはみなしません。

- ①交通事故及び自動車非交通事故。
- ②医薬品、生物学的製剤及びその他の固体、液体、ガス及び蒸気による不慮の事故。
- ③外科的及び内科的診療上の患者事故。
- ④患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的及び内科的処置で処置時事故の記載のないもの。
- ⑤不慮の墜落。
- ⑥火災及び火災、自然及び環境要因、溺水、窒息及び異物による不慮の事故。
- ⑦医薬品及び生物学的製剤の治療上による有害作用。
- ⑧他殺及び他人の加害による損傷。
- ⑨改正感染症法（2007.6に施行）第6条第2項から第4項に掲げる1類から3類の感染症。

●**危険度の高い運動行為とは**、次のものをいいます。

- ①ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用する岩登り・沢登り・積雪期登山等特殊な技術と経験を必要とする山岳登山・落下
- ②道路外での自動車・自転車・二輪車・原動付自転車の使用
- ③興行として行う運動行為
- ④被共済者の泥酔状態を原因とする事故
- ⑤別表の各行為の類似行為
- ⑥以上各行為の準備から終了までの行為

〈別表〉

海でのモーターボート、ヨット（外洋）、クルーザー、水上オートバイ、スキューバダイビング、シュノーケリング（船使用）、すもぐり（船使用）、ボートパラセーリング、いかだ、ファルトカヌー、ラフティング（ゴムボートにのって川下り）、川下り（観光用を除く）、キャニオニング、底引き網、飛行船、熱気球、遊覧ヘリコプター、ヘリスキー、スカイダイビング、ジャイロコプター、グライダー、パラグライダー、自転車パラセーリング、超軽量動力機搭載（パラシュート型、ハング型、飛行機型）、バンジージャンプ、ジェットスキー操縦、リュージュ、ポブスレー、フリークライミング、岩（沢）登り、出初式、祭り（御柱祭、かんとう祭、だんじり、博多山笠、ケンカみこし等）、狩猟（銃を使用するもの）、エアガン遊び、サバイバルゲーム、大凧揚げ（1畳以上）等

契約者・被共済者・共済金受取人は、次の義務を負います

契約者の義務

- (1) 加入申込書に記入すべきことをすべて記入し、不実を記載しないこと。
- (2) 定められた期限までに掛金を納入すること。
- (3) 医労連共済が行う、契約内容および共済金給付請求に関する調査に対して、事実を報告し、書類を提出すること。
- (4) 加入資格および契約内容が変化する事実が発生した場合は、ただちに報告すること。

用語の説明

- 死亡とは**、病気、自然死およびその他の原因による死亡をいいます。
- 障害とは**、後遺障害（疾病が治った後に残る障害）をさし、医労連共済の定める労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表の第1級から第14級までに該当する程度の障害をいいます。
- 入院とは**、医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 1日入院とは**、入院日＝退院日の入院で、入院料の計算の対象となったものをいいます。
- 休業とは**、医師による治療が必要であり、かつ休業して通院し、医師の管理下において治療に専念することをいい、医師が必要と認めた期間をいいます。
- 故意とは**、一定の結果を発生させる意図を持って行為することをいいます。
- 重大な過失とは**、ほとんどすべての人がその行為によって十中八九まで事故が発生することを知っており、防止のための努力をするべきところをしないことをいいます。
- 交通事故とは**、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、日本国内で発生した交通災害に限り（日本国内とは日本国政府の領土主権が及ぶ領域で、領海、領空を含む）。

- ①運行中の交通乗用具に搭乗中の不慮の事故。
- ②運行中の交通乗用具に搭乗していない者が被った、運行中の交通乗用具（積載物含む）との衝突・接触等による不慮の事故、または、運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等による不慮の事故。
- ③職域内において、交通乗用具の交通によって発生した事故。
- ④交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいう。航空機においては乗降客のみが通行できる出入り口の内側をいう）で乗客（入場客を含む）として被った不慮の事故。
- ⑤道路上への建造物・工作物等の倒壊、または建造物・工作物等からの、ものの落下による道路通行中の者が被った不慮の事故。
- ⑥崖崩れ、土砂崩れまたは岩石の落下による、道路通行中の者が被った不慮の事故。
- ⑦火災・破裂または爆発による、道路通行中の者が被った不慮の事故。

※交通乗用具とは、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェイを含む）、リフト（スキー場等にある）人員輸送用のもの、エレベーター、エスカレーター（動く歩道を含む）、自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車（人を乗せ、車夫が引く二輪車）、ソリ（馬などに雪や氷の上を引かせて荷物や人を運ぶもの）、スノーモービル、電動カート、トロリーバス、航空機、船舶（漁船及び総屯数5トン未満の船は除くが、渡し船、遊覧船は含む）とし、農耕用トラクター、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサー、ロードローラーなどの工作自動車は、これらが作業機械として使用されているときは交通乗用具とみなさない。いずれの場合も遊戯目的で供されるものを除く。

加入の前に確認

満21歳までの子	セット共済はA型～C型(生命共済1口20円)
組合員その他	セット共済は1型～7型(生命共済1口30円)
満60歳以上	家族の新規加入はできません
満61歳以上	生命共済60%給付
満63歳以上	生命共済50%給付
満65歳以上	生命共済40%給付、医療共済70%給付 生命共済、医療共済単独加入不可 生命共済上積不可、それまでの上積金は無効に
満70歳以上	組合員の新規加入はできません 生命共済40%給付、医療共済60%給付 セット共済は6型または7型しか加入できません 1型～5型に加入の方は6型または7型に変更を

●OBの継続加入について

退職以前に2年以上加入していたセット共済の既契約および医療共済の上積みと交通災害共済と火災共済は継続できます。OBになってからの家族の新規加入、火災共済の新規加入はできません。

●年齢により、これまで加入していた内容に入れなくなった場合

継続の時点で、その年齢で加入できる内容に変更していただきます。

●加入後に指定疾病「あり」となった場合

既契約を「指定疾病「あり」で加入できる内容」に変更する必要はありません。

●加入後に健康告知基準が変更になった場合

継続時に必ず、健康告知の変更を届出てください。その際、既契約を「指定疾病「あり」で加入できる内容」に変更する必要はありませんが、健康告知該当になった時期によっては、加入または継続時の変更ができない場合があります。

●先天的な事由の場合

医療共済は給付対象外です。

健康告知基準の ①加療中 ②直前加療 ③最近手術 に該当する方は、新たに加入することはできません。
(健康告知基準について、詳しくは11ページを必ずご覧ください。)

削減早見表

●削減による場合の給付額（抜粋）*この表以外にも削減があります。

〈単位：円〉

		1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	
入院	病気・ケガ	満65歳以上満70歳未満	3,500	2,800	1,750	1,400	1,400	1,400	1,400
		満70歳以上						1,200	1,200
	不慮事故	満61歳以上満63歳未満	17,000	13,600	10,900	8,600	6,800	5,000	2,600
		満63歳以上満65歳未満	15,000	12,000	9,500	7,500	6,000	4,500	2,500
満65歳以上		13,000	10,400	8,100	6,400	5,200	4,000	2,400	
交通事故	満61歳以上満63歳未満	32,000	25,600	19,900	17,600	12,800	8,000	5,600	
	満63歳以上満65歳未満	30,000	24,000	18,500	16,500	12,000	7,500	5,500	
	満65歳以上	28,000	22,400	17,100	15,400	11,200	7,000	5,400	
休業	病気・ケガ	満65歳以上満70歳未満	1,750	1,400	875	700	700	700	700
	満70歳以上						600	600	
交通事故	満65歳以上	10,000	8,000	5,750	5,500	4,000	2,500	2,500	
	病気など	満61歳以上満63歳未満	1,200万	960万	840万	660万	480万	300万	60万
		満63歳以上満65歳未満	1,000万	800万	700万	550万	400万	250万	50万
満65歳以上		800万	640万	560万	440万	320万	200万	40万	
死亡	不慮事故	満61歳以上満63歳未満	2,400万	1,920万	1,680万	1,320万	960万	600万	120万
		満63歳以上満65歳未満	2,000万	1,600万	1,400万	1,100万	800万	500万	100万
		満65歳以上	1,600万	1,280万	1,120万	880万	640万	400万	80万
		満61歳以上満63歳未満	3,400万	2,720万	2,280万	1,920万	1,360万	800万	320万
交通事故	満63歳以上満65歳未満	3,000万	2,400万	2,000万	1,700万	1,200万	700万	300万	
	満65歳以上	2,600万	2,080万	1,720万	1,480万	1,040万	600万	280万	

●指定疾病「あり」加入の場合の給付額（抜粋）（7型限定）（指定疾患以外の加入時に罹患していた傷病で1年以内に事由が発生した場合も下表の扱いです）〈単位：円〉

	加入後60日以内の指定疾病	61日～180日	181日以上	その他病気・ケガ
入院	600	1,000	1,400	2,000
休業	300	500	700	1,000
死亡	30万	50万	70万	100万

加入の前には必ず読んで確認してネ!



個人共済、共済金の請求に必要な書類

共済事由が発生したときは、すみやかに下記の書類をそろえて所属組合を通じて請求してください。なお、本部扱いOB契約者の方は直接医労連共済へご連絡ください。下記以外にも必要により医労連共済が提出を求めた書類を提出していただく場合や事実や状況などについて照会やお尋ねなどをすることがありますのでご協力をお願いします。

共済金の請求は、保障開始日以後に発生した原因により、一度共済金を受けた方でも、その後、新しく共済事由が発生したときは、事業規約の定めにしたがって何回でも請求することができます。

保障の更新時に入院・自宅安静などの療養中であっても、保障は継続されます。

調査のためにとくに日時を要する場合のほか、請求を受けてから30日以内に所属組合を通して決定内容を報告し、お支払いします。本部扱いOB契約者の方にはご自宅に決定通知書をお届けし、掛金振替口座にお支払いします。

★**ご注意ください。**
共済金の請求時効は3年です。

1. 個人共済

セット共済 生命共済 医療共済 交通災害共済 の請求に必要な書類

	交通事故					不慮の事故			病気・ケガ					ご注意
	死亡	後遺障害	入院	休業	見舞金	死亡	後遺障害	入院	死亡	後遺障害	入院	休業	見舞金	
個人・火災共済共済金支払請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★医労連共済の所定の用紙
死亡診断書または死体検案書	○	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	
除籍後の謄本	○	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	
交通事故証明書 ※1	○	○	○	○	○	△	△	△	×	×	×	×	×	自損事故、自転車での事故の場合でも、警察に事故届を出して下さい。
事故報告書 ※2	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	△	×	★医労連共済の所定の用紙 なるべく、事故発生から30日以内に他の請求書類より先にFAXして下さい。
障害診断書	×	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	★医労連共済の所定の用紙
診断書(入院・休業) ※3,4	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	「入院」の時、入院期間の記載が必ず必要。 「休業」の時、就業不能または安静加療を要する期間の記載が必ず必要。 ★医労連共済の所定の用紙
休業証明書(勤務先の証明)	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	★医労連共済の所定の用紙
別居の家族加入者	組合員本人と同居していない家族加入者が共済金請求する際には、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれかの写し													

- △印は、提出を要する場合があります。
- その他に審査のために必要な書類を要する場合があります。
- 証明書類はコピーでもかまいません。
- ※1.交通事故請求は、自動車安全運転センターが公共交通機関の交通事故証明書が必要です。
- ※2.満65歳以上の方が入院、休業された場合、高年削減の対象となりますが、不慮の事故の場合は削減の適用外となりますので、ケガの場合は事故報告書の提出が必要です。
- ※3.共済金請求額が10万円以内の場合、「治療状況申告書」を自分で記入のうえ、

入院・外来の領収書(コピー)を添付することで診断書にかえることができます。治療費用の額ではありません。審査の結果、共済金請求額が限度内であっても診断書の提出をお願いします。
※4.休業が必要と診断されているが、休業できず通院している時、要休業と診断されている期間中の通院日数を休業給付の対象とします。この場合、請求金額が10万円以内の場合でも、就業不能期間あるいは安静加療を要する期間の確認できる診断書が必要です。

Q 診断書は他保険の請求用の診断書のコピーでもいいですか？

A 診断書はコピーでもいいのですが、診断書の内容が問題です。

「入院給付」の請求の時は「入院期間」の記載が必ず必要です。「休業給付」の請求の時は「就業不能または安静加療を要する期間」の記載が必ず必要です。他保険の請求用の診断書に必要な内容の記載があるかどうかを確認してください。

特に「休業給付」の請求の時は、他の保険等では「就業不能または安静加療を要する期間」の記載がないケースがあります。できるだけ医労連共済の所定診断書をとっていただくことをおすすめします。

なお、コピーの際、診断書の部分的なコピーは受け付けられません。必ず、診断書の全面をコピーしてください。

医労連共済のホームページから 医労連共済の諸手続のための用紙がダウンロードできます <http://www.iro-kyosai.jp/> 16ページ※参照

◆通院は給付の対象ではありません。ただし、加入者で就業していない方、または、自営業(農業や漁業も含む)の方や夏休み中の学生・生徒などで休業証明書が提出できない方の休業共済金については、「医師の診断による休業に相当する期間(自宅安静療養期間)が連続5日以上」あった場合、その期間中の通院日の日数を休業給付の対象とします。審査の結果、共済金額が多い少ないにかかわらず診断書をお願いします。
◆上記の通院とは往診を含みます。

お申し込みにあたって

必ずお読みください

●申し込みの資格

- (1) 日本医療労働組合連合会の組合員とその家族。
- (2) 所属する組合が、医労連共済の組織共済(組織一律型を含む)に組合員全員が加入していること。
- (3) 加入の申し込みができるのは、別途定める「健康告知基準」①②③のいずれにも該当しない方。(健康告知基準については11ページをご覧ください。健康については告知のみで、医師などによる診察は不要です。)
- (4) 加入年齢に制限がありますので、各制度ごとに確認ください。(交通災害共済、火災共済の加入には年齢制限はありません。)

●申し込みの手続き

- (1) 加入の申し込みは、申込書に必要事項を記入のうえ、所属労働組合を通じて医労連共済へ郵送してください。
- (2) 加入申込書は、効力発生日(毎月1日)の前月15日までに医労連共済

に届かなければなりませんのでご注意ください。ただし、火災共済の場合、効力発生日は申込日の翌月1日ですが、随時の申込をすることができます。
(3) 申込後に生じた変更事項はすみやかに医労連共済にお届けください。

●掛金の払い込み

- (1) 各組合によって掛金の払い込み方がちがいますので、各組合の担当へお問合わせください。
- (2) 契約者個人の預金口座から振替もできますが、別途手続きが必要となります。この場合手続きに約2か月かかりますので、効力発生日についても2か月先となります。なお、振替手数料につきましてはご本人負担となります。

●保障の開始

加入申込書を医労連共済が受理し、初回掛金を払込みいただいた翌月1日午前0時から保障が開始されます。

●加入証書

加入証書は、効力発生日の10日頃までに、所属組合にお届けします。加入証書が届くまでは、申込書の控が加入証書にかわりまして大切に保管してください。

加入申込書の書き方

- ◆申し込みにあたっては、この記入例を参考に、必要事項(枠内)を正しく、もれなく記入してください。
- ◆ご家族の加入が5人以上になる場合もしくは火災共済加入物件が3件以上になる場合は、申込書2枚に記入のうえ、ホッチキスなどではがれないようにして、お申し込みください。

●新規と追加

はじめて医労連共済に加入の方は、新規欄に○印を記入してください。すでに何らかの共済に加入の方が、ご家族・火災共済などを追加して加入される場合は、追加欄に○印を記入してください。

●組合員一律加入型

組合員全員が一斉に加入する制度ですので、それ以外の方は記入しないでください。

●家財契約

家財契約をされる方は必ず記入してください。

●質権設定

この申込書で質権設定はできません。質権設定をご希望の方は所属組合を通して医労連共済までお問い合わせください。

●現住所以外の物件加入

この欄に住所など必要事項を記入してください。

●地震特約

あり・なしどちらかに必ずご記入ください。ありの場合は、合計口数で計算した月掛金の倍額となります。

●組合員番号

組合員番号を単組独自で割り振る場合のみ記入してください。基本的には医労連共済が割り振りますので記入しないでください。

●単組コード

医労連共済設定のコードを記入してください。

●効力発生日

記入してください。

●職種コード

組合員本人の職種に○印をつけてください。

●健康告知

健康告知内容をよく読んで正しく回答をしてください。(11ページを参照)ア～ワで該当するものがあれば○印をつけてください。
★記入がない場合は、「該当しない」と告知されたものとします。
★健康告知内容が事実と異なる場合には共済金が支払われないことがありますので、正しく記入してください。
★加入申込をされたから効力発生日までに健康告知内容に変化が生じた場合、医労連共済に通知する義務があります。通知がない場合、加入が取り消しになったり加入内容が制限されることがあります。

●単独・上積口数

セット共済に上積される場合あるいは生命・医療・交通災害共済に単独で加入される場合にその口数を数字で記入してください。(セット共済の内訳を記入する欄ではありません。)

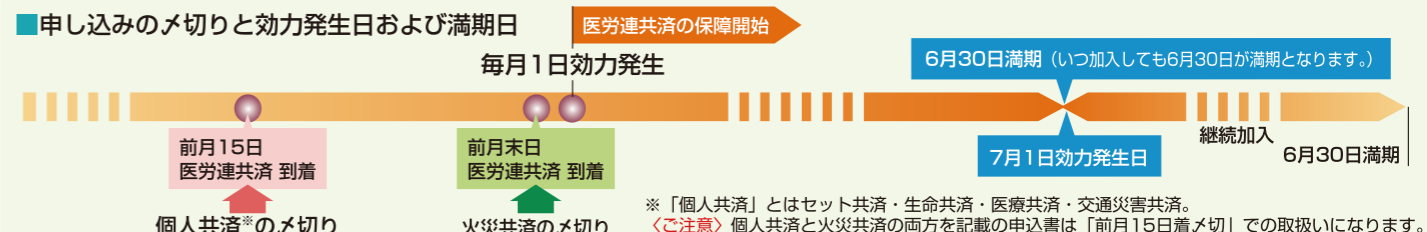
●加入口数

- ★住宅の居住面積によって建物加入基準口数がかかります。
- ★同居中の最年長者の年齢及び同居家族人数によって家財加入基準口数がかかります。
- ★詳しくはパンフレット22ページをご覧ください。

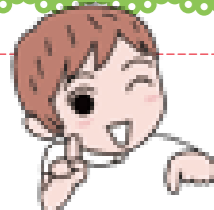
●年払掛金

- ★個人共済、火災共済掛金の年払いを希望される方のみ、年掛金合計を記入してください。
- ★医労連共済の年度にあわせて事業年度最終月[6月]までの残りの月数分の掛金が[年掛金]となりますのでご注意ください。
- 〈例〉1月加入の場合の年掛金は6か月分となります。

ご不明の点やご相談など、お気軽にお問い合わせください 医労連共済 ☎0120-160931



火災共済のサービス期間：火災共済の加入申込書が医労連共済に到着した翌日午前0時から正式効力発生日(翌月1日)までをサービス期間とします。(サービス期間は火災共済のみの扱いです。)



健康告知基準

ご加入される方は必ずお読みください

●次の健康告知基準①②③に該当されている方は、加入することができません

①加療中 [2016年7月改定]

契約効力発生日午前0時に、病気やケガのため入院、休業、安静加療中、または契約効力発生日時点以降1年以内に入院、休業、安静加療が必要と診断されている。

2016年6月以前は下記のとおり

契約効力発生日に、病気やケガのため入院、休業、安静加療中、または契約効力発生日時点以降1年以内に入院、休業、安静加療が必要と診断されている。

②直前加療

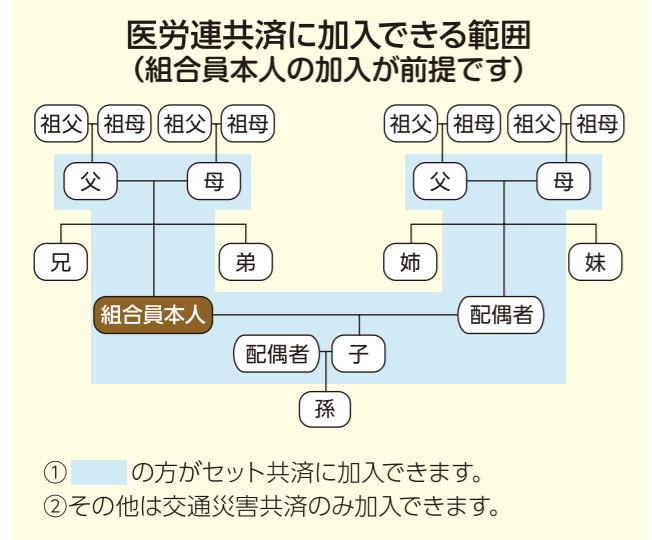
契約効力発生日以前6カ月間に、病気やケガ(手足などの骨折・ねんざを除く)のため入院、休業、安静加療が連続して14日以上あった。または、入院、休業、安静加療が連続して14日以上必要と診断されていた。

③最近手術

契約効力発生日以前1年間に、病気やケガのため開頭・開胸・開腹手術及びこれらに準ずる手術[虫垂炎除去術(内視鏡は除く)]を受けた。または手術が必要と診断されていた。なお、腹腔鏡手術も含まれます。

●健康告知欄に記入がない場合は、「該当しない」と告知されたものとします。

●①②③に該当し加入できなかった方が、加入できるようになってから2年以内であらたに加入する場合は、セット6型またはセット7型が加入の限度となります。



●健康告知基準の「①加療中」「②直前加療」「③最近手術」に該当しない方で、契約効力発生日に「④指定疾病」に該当される方は、共済金が削減されることを条件として加入することができます

④指定疾病

「指定疾病」とは、次の疾病をいいます。

- ア. **新生物** (がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病等)
(良性の腫瘍、良性の子宮筋腫は含みません)
- イ. **心疾患** (心臓病、高血圧、心房細動、不整脈、狭心症、心筋梗塞等)
- ウ. **精神病(統合失調症等)、アルコール依存症及び薬物中毒** (うつ病、適応障害、神経症は含みません)
- エ. **血管及び血液の疾患** (血友病、エイズ、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症等) (高脂血症、痛風は含みません)
- オ. **糖尿病**
- カ. **脳血管疾患** (脳出血、脳血栓症、脳梗塞、脳軟化症、もやもや病等)
- キ. **消化性潰瘍** (胃・十二指腸潰瘍等)
- ク. **肝臓及び膵臓の疾患** (慢性肝炎、肝炎ウイルスキャリア等) (脂肪肝は含みません)
- ケ. **腎臓疾患、ネフローゼ** (慢性腎炎、慢性腎不全等) (腎盂腎炎は含みません)
- コ. **肺・呼吸器疾患** (肺結核、肺気腫、喘息、慢性気管支炎、胸膜・縦隔・横隔の疾患等) (気胸は含みません)
- サ. **骨髄疾患**
- シ. **神経疾患** (パーキンソン病等)
- ス. **運動系疾患** (骨粗しょう症、脊髄疾患 カリエス、変形性膝関節症、変形性股関節症、変形性腰椎症、脊柱管狭窄症、人工関節等) (ヘルニアは含まれません)
- セ. **甲状腺の疾患** (橋本病、バセドウ病等)
- ソ. **リュウマチ、関節炎** (慢性関節炎、滑膜炎等)
- タ. **膠原病と原因不明の全身疾患** (エリテマトーデス、強皮病、シェーングレン症候群、ベーチェット病、サルコイドーシス等)
- チ. **その他、医労連共済が指定する疾患 [2018年7月改定]**
(厚生労働省が行う難病対策の疾患) (潰瘍性大腸炎、メニエール病、多発性硬化症、突発性難聴、胆道閉鎖症、好酸球性副鼻腔炎等)

2018年6月以前は下記のとおり
(厚生労働省が指定する特定疾患) (潰瘍性大腸炎、メニエール病、多発性硬化症、突発性難聴等)

- 「指定疾病」に該当する場合、生命共済単独加入は10口が限度、セット共済は7型(「満21歳までの子」の場合はB型またはC型)が加入の限度となります。
- 「指定疾病」に該当する方は、加入申込書健康告知欄の「該当する」及びア～チの該当する疾病に○印をつけてください。
- 指定疾病の共済金削減については6ページ参照。

医労連共済 個人・セット・火災共済加入申込書

日本医労連共済 御中

日本医労連共済の加入を申し込みます。加入にあたっては、日本医労連共済の事業規約・細則を了承します。

新規 追加

単組コード

組合員番号

効力発生日 20 年 月 日 01

満期年月日 20 年 月 日 0630

職場コード

組合員一律加入型共済掛金 円

加入申込日 年 月 日

所属労組名

フリガナ

契約者印

生年月日 年 月 日

性別 男・女

組合員氏名(契約者)

フリガナ

〒 -- TEL*(--) ※市外局番からご記入ください。

現住所

職種 ①医師 ②医療技術職 ③看護職 ④事務職 ⑤技能・労務職(時給) ⑥保育士 ⑦介護職 ⑧組合専従 ⑨その他

個人共済加入申込欄(被共済者)	本人との続柄	氏名(フリガナ)	生年月日	性別	健康告知		セット型			単独・上積口数	掛金(セット+上積)			
					該当する	該当しない	①	②	③			④	⑤	⑥
本人との続柄	氏名(フリガナ)	生年月日	昭・平・西暦	男・女	該当する	該当しない	①	②	③	④	生命	医療	交通	円
① 配偶者			年 月 日	男・女	該当する	該当しない	①	②	③	④	生命	医療	交通	円
② 満21歳までの子			年 月 日	男・女	該当する	該当しない	①	②	③	④	生命	医療	交通	円
③④⑤			年 月 日	男・女	該当する	該当しない	①	②	③	④	生命	医療	交通	円
②③④⑤			年 月 日	男・女	該当する	該当しない	①	②	③	④	生命	医療	交通	円

※生年月日の表示を元号にするか、西暦にするかは、契約者にあわせてください。

個人共済の年払いを希望される方のみ 年額 円 (A)

個人共済の月掛金合計 月額 円 (B)

現住所と同じ物件を加入される場合にご記入下さい。住所を記入する必要はありません。

居住区分	建物の所有者	建物延べ面積	建物の構造
① 自家 ② 借家(アパート) ③ 貸家	① 本人 ② 配偶者 ③ 子 ④ その他(借家など) ⑤ 他の家族	小数点以下切り上げ 坪	① 木造(月額1口5円) ② 耐火構造(月額1口2.5円)
家財契約をされる方は必ず記入してください。		地震特約	加入申込口数
居住中の最年長者の年齢	居住家族人数	あり なし	合計
① 30歳未満 ② 30歳代 ③ 40歳代 ④ 50歳以上	① 1~2人 ② 3人 ③ 4人 ④ 5人以上		月掛金(合計口数で計算してください) 特約ありは月掛金の倍の額で計算してください

現住所以外の物件も加入できます。その場合は下欄にご記入ください。

住所 〒 -- フリガナ

TEL ()

居住区分	建物の所有者	建物延べ面積	建物の構造
① 自家 ② 借家(アパート) ③ 貸家	① 本人 ② 配偶者 ③ 子 ④ その他(借家など) ⑤ 他の家族	小数点以下切り上げ 坪	① 木造(月額1口5円) ② 耐火構造(月額1口2.5円)
家財契約をされる方は必ず記入してください。		地震特約	加入申込口数
居住中の最年長者の年齢	居住家族人数	あり なし	合計
① 30歳未満 ② 30歳代 ③ 40歳代 ④ 50歳以上	① 1~2人 ② 3人 ③ 4人 ④ 5人以上		月掛金(合計口数で計算してください) 特約ありは月掛金の倍の額で計算してください

火災共済の年払いを希望される方のみ 年額 円 (B)

火災共済の月掛金合計 月額 円 (C)

年掛金合計(年払いを希望される方のみ) 円 (A+B)

月掛金合計 円 (①+②+③)

●日本医労連共済は、申込書にて知り得た個人情報、共済事業のためのみに使用します。詳しくは、パンフレットの「個人情報保護に関する重要事項」をお読みください。

健康告知
加入申込書

火災共済



※火災共済加入は全て国内の建物のみです

こんなときの加入のしかた

- (1) 複数の住宅に分かれて居住している場合
同一敷地内に複数の住宅がある場合、加入目的物件の指定をしてください。(地番の後に北側、南側など物件を区別できるように記入してください)
- (2) 夫も妻も組合員の場合(親子の場合も同じです)
夫または妻のどちらか一方を契約者として加入してください。

落雷の損害は.....

Q 落雷で、テレビ、電子レンジが故障しました。給付はありますか？

A 対象になります。電化製品の多くは、落雷に対する安全回路があるので、まったく修理不能ということは少ないようです。メーカーなどに修理を依頼しその見積書と領収書、故障箇所の写真、そして故障の原因が落雷によるものと証明する「罹災証明」を最寄りの消防署からもらってください。見積書に落雷による損害であることが明記されている場合、「罹災証明」にかわるものとします(新聞で落雷があったとの報道があれば、その記事も添えてください)。

車庫や植木の損害は.....

Q 台風で車庫が破損しました。また、植木も駄目になりました。給付はありますか？

A 2010年7月1日から車庫、門、塀、納屋などの建物の付属物は風水害・雪害等共済金の対象となりました。植木は対象外です。

盗難は.....

Q 泥棒に入られ現金や貴重品が盗まれました。また、窓ガラスが割られ、畳が汚されました。火災共済で保障はありますか？

A 盗難に対して保障はありませんが、損害額が5万円以上の建物の損害については保障します(火災共済事業規約第27条...他人の加害による損害額が5万円以上のもの)。支払請求書に住宅災害状況報告書と、損害の程度が分かるよう写した写真、見積書、領収書をそえて提出してください。



転居にともなう、火災共済の物件変更の手続き(記入例) (転居前の物件に火災共済が必要なくなった場合)

★部分解約届と追加加入申込書が必要です。〈例：浅草から入谷への転居の場合〉

2枚目の(医労連共済提出用)を送付して下さい。(組合控)

様式05-10-01 医労連共済 変更・異動・解約届

届出日 2018年 8月 5日 日本医労連共済 御中

単組コード 901616165 所属労組名 東京医労連 医労連共済分会

組合員番号 203001111 組合員氏名(契約者) 医労連 こなつ

●下記の通り共済契約の変更・異動を届けます。(変更・異動のある箇所のみご記入ください)

契約者 氏名 昭・平・西 備考 昭・平・西

住所 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館4F

●下記の共済契約の解約を届けます。(消滅を含む)

1. 全解約 (次の事由で全ての共済契約を解約します。)

2. 部分解約 (火災共済、火災共済地帯特約目的の解約を届けます。)

3. 組織全員一律のみ解約 (組織全員一律加入型の解約を届けます。)

解約年月日 2018. 8. 末

氏名 昭・平・西 備考 昭・平・西

住所 東京都台東区浅草10-4-18

建物 240㎡ 家賃 2,200円

日本医労連共済は、当届にて取得した個人情報は、共済事業のために使用し、それ以外の目的で使用される場合は、事前に加入者各人から同意を得て行います。

なお、全労連共済分担金管理部会に対しては給付審査に必要な個人情報を、火災共済の給付請求に対して査定を行っている査定センターに対しては、査定を行うために必要な個人情報を、また、加入者管理を目的としたコンピューターシステムの管理を行っている委託業者、集金代行を目的とした委託業者に対しては、目的業務の遂行上必要最低限の個人情報を提供しています。

この用紙は医労連共済まで郵送してください。組合と本人控はコピーをとりください。(日本医労連共済提出用)

様式01-11-01 医労連共済 個人・セット・火災共済加入申込書

日本医労連共済 御中

単組コード 901616165 効力発生年月日 20180901

組合員番号 203001111 満期年月日 20180630

加入申込日 2018年 8月 5日 所属 東京医労連 医労連共済分会

フリガナ イロウレン コナツ

組合員氏名 医労連 こなつ 生年月日 1989年 3月 3日 性別 男

フリガナ トウキョウトウタイウケイ

〒110-0013 TEL 03-3876-8297

現住所 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館4F

●組合員ご本人との続柄をご記入ください。

個人共済加入申込書(被共済者)

本人の続柄 氏名(フリガナ) 生年月日 性別 年齢 加入申込日 月掛金

①配偶者 昭・平・西 男 30歳 2018. 8. 5 円

②妻 昭・平・西 女 27歳 2018. 8. 5 円

③娘 昭・平・西 女 10歳 2018. 8. 5 円

④娘 昭・平・西 女 8歳 2018. 8. 5 円

⑤娘 昭・平・西 女 5歳 2018. 8. 5 円

⑥娘 昭・平・西 女 3歳 2018. 8. 5 円

⑦娘 昭・平・西 女 1歳 2018. 8. 5 円

⑧その他 昭・平・西 男 20歳 2018. 8. 5 円

⑨その他 昭・平・西 女 15歳 2018. 8. 5 円

⑩その他 昭・平・西 男 10歳 2018. 8. 5 円

⑪その他 昭・平・西 女 5歳 2018. 8. 5 円

⑫その他 昭・平・西 男 3歳 2018. 8. 5 円

⑬その他 昭・平・西 女 1歳 2018. 8. 5 円

個人共済の年払い 円 月掛金合計 円

●住所と同一物件を加入される場合に記入下さい。住所を記入する必要はありません。

居住区分 ①自家 ②他家(アパート) ③本人 ④配偶者 ⑤子 ⑥その他(借家など) 36坪

⑦他家(借家) ⑧その他(借家など)

家賃 288,000円 加入申込日 2018. 8. 5

建物 200㎡ 家賃 2,200円

加入申込日 2018. 8. 5

月掛金合計 2,440円

●日本医労連共済は、申込書にて取得した個人情報は、共済事業のために使用し、それ以外の目的で使用される場合は、事前に加入者各人から同意を得て行います。

加入申込書

■個人情報保護に関する重要事項

日本医労連共済は、受け付けた加入申込書、解約・変更届、共済金支払請求書やそれに伴う診断書等の証明資料によって知り得た個人情報は、加入者の管理、共済金の給付審査、および共済事業の運営に関わるデータ作成のみに使用し、それ以外の目的で使用される場合は、事前に加入者各人から同意を得て行います。

なお、全労連共済分担金管理部会に対しては給付審査に必要な個人情報を、火災共済の給付請求に対して査定を行っている査定センターに対しては、査定を行うために必要な個人情報を、また、加入者管理を目的としたコンピューターシステムの管理を行っている委託業者、集金代行を目的とした委託業者に対しては、目的業務の遂行上必要最低限の個人情報を提供しています。

■ご注意ください■ このパンフレットに記載されていない事項については、医労連共済事業規約および細則にもとづいて実施します。

火災共済 制度のご案内 必ずお読みください

火災共済の対象とならないもの

- ① 営業用・事業用の建物・付属建物・付属工作物・設備・機器・器具・備品・商品・半製品・原材料。
- ② 建物に営業・事業用部分を含み、その面積が居住部分の面積を超える場合。
- ③ 建物に営業用・事業用部分を含み、その面積が20坪を超える場合。
- ④ 常時10人以上が業務に従事する事務所を兼ねる住宅。
- ⑤ 火薬類専門販売業、ガソリンスタンド、屑物商、飯場、簡易宿泊所、貸座敷、待合、割烹、料亭、キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホール、映画館、劇場、遊戯娯楽場、工場、常時5人以上が作業する作業所、倉庫、車庫、公会堂、集会場、病院、診療所、学校、幼稚園、保育所、寺社を兼ねる住宅。
- ⑥ 通貨、有価証券、印紙、切手。
- ⑦ 貴金属、宝石、宝玉、貴重品、美術品、書画、骨董、彫刻物。
- ⑧ 稿本、設計図、図案、雛形、鋳型、模型、証書、帳簿、宣伝物。
- ⑨ 家畜、家さん、動物。
- ⑩ 総排気量50ccをこえる自動車。
- ⑪ その他各号のものに準ずるもの。

医労連共済の火災共済契約者が他の民間損保等に加入している場合

- ① 医労連共済としては、民間損保等からの按分調整に応じません。また、損害保険会社（共済団体含む）からの問い合わせには、個人情報保護の観点から一切応じません。
- ② 医労連共済は、規約に基づく損害額を支払います。
- ③ 同一の建物について、他の損害保険会社と契約が締結されている場合（重複保険）においては、保険金はそれぞれの保険会社の約款や事業規約にもとづいて決定されるため、保険会社から支払われない場合や減額される場合があります。

代位権について

契約者は、契約建物家財が第三者の行為に起因して損害を受けた場合に、その第三者に対する代位権を医労連共済が取得することを認め、第三者から損害の補填を受けた場合、共済金給付額と精算しなければなりません。また、医労連共済が要求したときは、代位権の保全行使のために必要な書類提供に協力しなければなりません。

質権設定について 質権設定は可能です。詳しくは、医労連共済にお問い合わせください。

もしもの時…再建できます

民間損保の火災保険は、古くなった家は時価で評価され減額される事が多く、もしもの時に再建できないことがあります。そこで、再建できる再取得価額保障の医労連共済の火災共済がだんぜんお得です。掛金の安さと、70%以上の損害を全焼と認定するなどの加入者の立場に立った共済と大評判です。

こんな場合でも、大丈夫 — 水漏れ —

上の階から水漏れが！

契約している火災共済の範囲内で保障されます。例えば、家財のみ契約の場合は、家財の損害に対してのみ保障します（ただし加害者から保障のあった分を除きます）。

自分の家から水漏れをしてしまった！

他人の建物や家財に水ぬれ損害を与えた場合は、見舞金を支払った場合は、50万円または1口あたり2万円（1世帯あたり15万円）のいずれか少ない額を限度として、実際に支払ったお見舞金をお支払いします。＜漏水見舞金＞

火災などの保障について

●火災共済給付種類対象表

種類	給付対象
火災	人の意図に反して発生し、又は、放火で発生し、拡大する、消火の必要な燃焼による損害。燃焼機器、暖房機器、電気機器等の機器のみの損害を除く。
破裂爆発	気体薬品等や、水道管等の凍結による破裂・爆発による損害。
航空機墜落	航空機の墜落による損害。
車両衝突	車両やその積載物の衝突や接触による損害。但し、契約者やその親族が所有し、又は、運転する車両による事故は除く。
物体落下等	物体の落下、飛来、衝突、倒壊による損害。但し、地震等の自然現象による事故、契約者やその親族が関わった事故、加害による事故の損害は除く。
他発水ぬれ	他人の漏水、放水、溢水による水ぬれ損害。契約者やその親族がかかわった事故は除く。
自発水ぬれ	契約建物の給排水設備の事故による漏水、放水、溢水による水ぬれ損害。但し、建物や給排水設備の欠陥、腐食、サビ、かび、虫害、自然の消耗等に起因する損害を除く。
他人の加害	他人の加害による5万円以上の損害。契約者やその親族が関わった事故は除く。
避難消防	消防や避難のために必要な処分による契約建物の損害。
落雷	落雷による損害。
地震（津波を含む）・噴火	地震（津波を含む）噴火に直接起因する建物および家財に生じた火災および損壊による損害。地震または津波、噴火を直接の原因とする火災（延焼・拡大を含む損壊・埋没または流出によって共済目的である建物および家財について生じた損害であり、地震または津波、噴火が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって共済目的たる建物および家財に生じた損害を含むものとする。
風水害・雪害等共済金	給付対象は、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょう等による損害。これらに対する避難防災処分を含む。地震・噴火・津波による損害を除く。
持ち出し家財共済金	契約者やその親族が契約建物から契約家財を他の建物に一時的に持ち出し火災や風水害で生じた家財の損害。但し、業者に委託した場合、アーケード・地下街・通路・道路において、国外に持ち出した場合を除く。
臨時費用共済金	火災等共済金や風水害雪害等共済金が支払われる事件で、火災や風水害による損害以外の費用を支払った場合。
失火見舞金共済金	契約建物や契約家財を収用する建物から発生した火災等によって、他人（契約者の親族を除く）の建物や家財に損害を与え、見舞金等を支払った場合。但し、臭気付着程度の損害を除く。
漏水見舞金共済金	契約建物や契約家財を収用する建物から発生した事故によって、他人（契約者の親族を除く）の建物や家財に水ぬれ損害を与え、見舞金等を支払った場合。但し、火災、破裂、爆発による場合を除く。
修理費用共済金	契約者やその親族が賃借する建物に損害を与え、賃借契約にもとづき修理費用を支払った場合とする。

火災共済

火災等もしくは風水害等により共済の目的物件に損害が生じた場合、現場の確認が必要ですので、片づけの前に報告してください。できれば3日以内をお願いします。3日以内に報告できなかった場合でも、できるだけ早く報告してください。被災状況に応じて、ただちに査定員を派遣しますので、医労連共済の指示にしたがってください。医労連共済の指示なく、現場保存などをせずに修理・修復などおこなった場合、共済金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

★ご注意ください。

共済金の請求時効は3年です。



●火災共済の請求書類一覧

	火災	風水害・雪害	落雷	ご注意
個人・火災共済共済金支払請求書	○	○	○	
建物登記簿又固定資産税の評価証明書、賃貸の場合は賃貸契約書の写し	○	○	○	共済金額が100万円以上の場合
住宅災害状況報告書	○	○	○	★医労連共済の所定の用紙
官署の罹災証明	○	○	○	風水害・雪害・落雷の場合は新聞で報道されている記事でも「罹災証明」代わりとなります
損害見積書	○	○	○	見積書にいつの損害か、必ず記入してもらう※1
領収書	○	×	○	
写真	○	○	○	必要に応じて複数枚

※1 業者による「落雷用損害証明書」（所定の用紙）の記載で「損害見積書」にかえることができます。

※ 医労連共済のホームページから 医労連共済の諸手続のための用紙がダウンロードできます <http://www.iro-kyosai.jp/> 医労連共済のホームページを開き「様式一覧」をご覧ください。共済金の請求の関係では以下の用紙が入手できます。
●事故報告書 ●治療状況申告書 ●住宅災害状況報告書 ●休業証明書 ●診断書 ●交通事故証明書が得られない場合の労働組合の代表者による証明書 ●落雷用損害証明書
※その他、申込書や届出用紙等も入手できます。所定の用紙についてはご連絡いただければお送りいたします。

●基本契約でのその他の保障

給付区分	共済事由	支払い限度額（いずれか少ない額）
持ち出し家財共済金	旅行等で一時的に持ち出した家財が、火災等で損害をうけたとき	100万円、又は1口あたり2万円
失火見舞費用共済金	加入者が火災等により第三者に損害を与え、見舞金を支払ったとき	100万円、又は1口あたり2万円（1世帯あたり40万円）
漏水見舞費用共済金	加入者が水漏れにより第三者に損害を与え、見舞金を支払ったとき	50万円、又は1口あたり2万円（1世帯あたり15万円）
修理費用共済金	賃借人である加入者の過失による火災等で、貸主に損害を与えたとき	100万円、又は1口あたり2万円

●風呂の空焚き見舞金 契約共済金の100分の1を限度に実損を勘案して給付します。風呂釜のみの損害も対象となります。

地震特約

※地震特約は還元金の対象外です

契約内容に応じて 地震による 建物・家財の損害も

●地震特約は地震(津波を含む)・噴火を直接起因とする火災・損壊の建物・家財それぞれ50万円を超える損害を保障します。

火災共済 (基本契約)



地震特約
(希望者が付帯)

1 加入の際は、「火災共済【基本契約】」に「地震特約」が**あり**か**なし**を選択

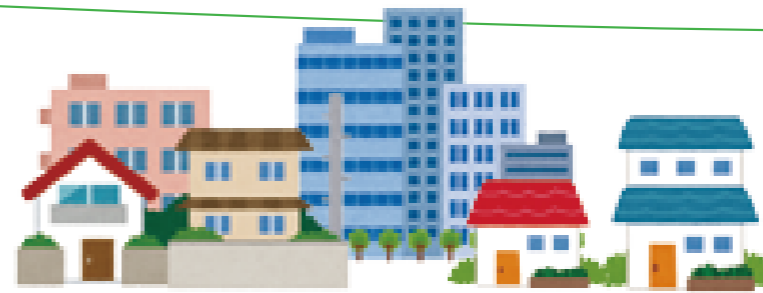
- 「火災共済【基本契約】」が建物だけなら「地震特約」も建物のみ。
- 「火災共済【基本契約】」が家財だけなら「地震特約」も家財のみ。
- 「火災共済【基本契約】」が建物・家財なら「地震特約」も建物・家財となります。

2 「地震特約」が**あり**の場合の掛金は、**なし**の場合の**2倍の金額**となります

- 「地震特約」は「火災共済【基本契約】」にプラスして加入する共済です。
※「地震特約」単独では加入できません。
- 「地震特約」の加入口数は、「火災共済【基本契約】」と同じ口数です。
- 掛金は1口あたり、「火災共済【基本契約】」と同じ、木造月額5円、耐火月額2.5円。
※OB組合員は火災共済【基本契約】に加入の方のみ付帯できます。

火災共済に地震特約をつけた場合の保障一覧

火災共済	災害内容	地震特約
建物と家財あわせて最高保障額 6,000万円	火災 などのとき	対象外
建物の損害のみ最高保障額 300万円 「貸家・借家」「自家で家財のみ」の契約の場合保障額は1/2となります。	風水害・雪害 などのとき	建物の損害のみ最高保障額 600万円 「貸家・借家」「自家で家財のみ」の契約の場合保障額は1/2となります。
対象外	地震 などのとき	建物と家財あわせて最高保障額 900万円
最高200万円を限度に 共済金の15%以内	臨時費用	対象外



●地震特約(地震損害の共済金)

地震で建物・家財それぞれ損害が50万円を超える場合に対象

給付区分	損害の程度	1口あたりの共済金	限度額
全壊・全焼	70%以上	30,000円	900万円
半壊・半焼	20%以上~70%未満	20,000円	600万円
一部壊・一部焼	20%未満(損害額50万円超)	10,000円	300万円

例① 火災共済+地震特約……建物210口・家財200口の場合

建物の損害 **650万円**
家財の損害 **500万円**

合計 **1,150万円** (半壊)の損害を受けたとき

- ◆建物 210口×2万円=420万円 (加入口数の限度額)
- ◆家財 200口×2万円=400万円 (加入口数の限度額)

半壊の給付金限度額は
600万円となります



例② 火災共済+地震特約……建物210口・家財200口の場合

建物の損害 **500万円**
家財の損害 **100万円**

合計 **600万円** (半壊)の損害を受けたとき

- ◆建物 210口×2万円=420万円 (加入口数の限度額)
- ◆家財 200口×2万円=400万円 (加入口数の限度額)

半壊の給付金限度額は
600万円ですが、
それぞれの加入口数の
限度額・損害額以上の
保障はされません

共済金内訳 建物 **420万円** 家財 **100万円** → 合計 **520万円** となります。

地震特約に
関する
総支払限度額



当該年度の
基本掛金総収入の
50%



当該年度の
地震特約掛金総収入の
80%



当該年度の
責任準備金
50%

地震特約

●地震特約（風水害・雪害の共済金）

※一部壊の場合、損害が5万円を超える場合が対象です。風水害・雪害による建物の破損を伴わない雨漏りや雪解け水による内壁や天井の水漏れは一部壊の対象外です。

給付区分	損害の程度	1口当りの共済金	限度額
全壊・流失	70%以上	30,000円	600万円
半壊	20%以上～70%未満	15,000円	300万円
一部壊	損害額100万円を超える場合	4,000円	80万円
	損害額 50万円を超える場合	2,000円	40万円
	損害額 20万円を超える場合	1,000円	20万円
	損害額 10万円を超える場合	500円	10万円
	損害額 5万円を超える場合	250円	5万円
床上浸水	全面積50%以上、高さ150cm以上	15,000円	300万円
	全面積50%以上、高さ100cm以上	10,000円	200万円
	全面積50%以上、高さ70cm以上	7,000円	140万円
	全面積50%以上、高さ40cm以上	5,000円	100万円
	全面積50%以上、高さ40cm未満	3,000円	60万円
	全面積50%未満、高さ100cm以上	3,000円	60万円
	全面積50%未満、高さ100cm未満	1,000円	20万円

- 「貸家・借家」「自家で家財のみ」の契約の場合保障額は1/2となります。
なお、風水害・雪害について基本契約と地震特約の共済金は実損額を限度とします。
- 「火災共済【基本契約】」で保障されている「風水害・雪害などの保障」にプラスの保障です。
（「風水害・雪害などの保障」は建物の損害のみが対象です。）

風水害の地震特約付きの給付事例

建物 210口・家財 200口 木造加入 (月掛金) **2,050円**
台風で、瓦が飛び、雨どいが壊れました。損害額 **174,474円** (消費税込)

地震特約なし 月掛金 **2,050円**
給付金 **50,000円** + 臨時費用 15% **7,500円**
合計給付額 **57,500円**

地震特約をつけると

地震特約あり 月掛金 **4,100円**
(給付金 **50,000円** + 臨時費用 15% **7,500円**) + **100,000円**
(火災共済) (地震特約加算分の臨時費用なし) (地震特約)
合計給付額 **157,500円**



火災共済

【基本契約】

●風水害・雪害などの保障

※一部壊の場合、損害が5万円を超える場合が対象です。風水害・雪害による建物の破損を伴わない雨漏りや雪解け水による内壁や天井の水漏れは一部壊の対象外です。

給付区分	損害の程度	1口あたりの共済金	最高限度額 (1世帯あたり)	
			自家	貸家又は借家
全壊・流失	住宅の70%以上の損壊・流失	30,000円	300万円	150万円
半壊	住宅の20%以上の損壊	15,000円	150万円	75万円
一部壊	損害額100万円を超える場合・共済金額の100分の4	4,000円	40万円	20万円
	損害額 50万円を超える場合・共済金額の100分の2	2,000円	20万円	10万円
	損害額 20万円を超える場合・共済金額の100分の1	1,000円	10万円	5万円
	損害額 10万円を超える場合・共済金額の100分の0.5	500円	5万円	2万5千円
	損害額 5万円を超える場合・共済金額の100分の0.25	250円	2万5千円	1万2千5百円
床上浸水	全面積50%以上、高さ150cm以上	15,000円	150万円	75万円
	全面積50%以上、高さ100cm以上	10,000円	100万円	50万円
	全面積50%以上、高さ70cm以上	7,000円	70万円	35万円
	全面積50%以上、高さ40cm以上	5,000円	50万円	25万円
	全面積50%以上、高さ40cm未満	3,000円	30万円	15万円
	全面積50%未満、高さ100cm以上	3,000円	30万円	15万円
	全面積50%未満、高さ100cm未満	1,000円	10万円	5万円

臨時費用
最高200万円を限度に共済金の15%以内
(地震特約には臨時費用はつきません)

★床下浸水見舞金は2016年7月1日以降の事由発生が対象

給付区分	損害の程度	1口あたりの共済金	最高限度額 (1世帯あたり)	
			自家	貸家又は借家
床下浸水見舞金	風水害雪害等の損害のため泥かきや消毒等で費用が5万円を超えた時	250円	2万5千円	1万2千5百円
	風水害雪害等の損害のため泥かきや消毒等で費用が10万円を超えた時	500円	5万円	2万5千円

※地震特約は対象外

- (注1) 最高限度は、100口以上の加入の場合でも100口を限度とします。
- (注2) 家財は対象になりません。
- (注3) 貸家・借家の1口当たりの共済金は2分の1です。
- (注4) 自家で家財契約だけの場合も共済金は2分の1です。
- (注5) 火災共済は自然災害のうち、地震、噴火、津波による被害は対象になりませんので地震特約をつけてください。

風水害の給付事例

建物 210口・家財 200口 木造加入 (月掛金) **2,050円**
台風で、瓦が飛び、雨どいが壊れました。損害額 **174,474円** (消費税込)

給付金 **50,000円** + 臨時費用 15% **7,500円**
合計給付額 **57,500円**



火災共済

【基本契約】

あなたの建物や家財の損害を しっかり保障します

- ・年齢制限なし
- ・組合員本人の家が未加入でも家族の家を加入する事ができます

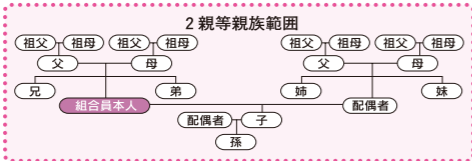
●加入できる建物と家財 (日本国内の居住目的の建物に限ります)

営業用・事業用の建物、建物に営業用・事業用部分が含まれている建物は加入できない場合がありますので、15ページを参照してください。ご不明な場合は医労連共済へお問い合わせください。

●建物

●組合員を含め2親等以内の親族が所有する建物

OB組合員の
新規加入はできません



●家財

●組合員を含め2親等以内の親族が居住する建物に収容している家財

OB組合員の
新規加入はできません

火災共済契約ができる貸家の取り扱いについて

- ①アパート・マンション一棟などを業として貸している建物については加入不可とします。
- ②貸家の契約については、組合員契約者1名につき1軒とします。

●一口あたりの掛金と保障額

※地震特約「あり」の場合、掛金は2倍の金額となります。

住宅の構造	掛金(1口あたり)	保障額
木造・モルタル等	年額60円・月額5円	最高10万円 (地震特約は別表参照)
耐火構造	年額30円・月額2.5円	



●建物の最高口数
400口 → 最高4,000万円保障

●家財の最高口数
200口 → 最高2,000万円保障

耐火構造とは

- ①柱、梁、床、屋根、小屋根、外壁がコンクリート
- ②柱、梁、床、屋根、小屋根がコンクリート、外壁がコンクリートブロック
- ③柱、梁、床、屋根、小屋根がコンクリート、外壁が煉瓦
- ④柱、梁、床、屋根、小屋根がコンクリート、外壁が石
- ⑤柱、梁、床がコンクリート、屋根、小屋根、外壁が不燃材料
- ⑥柱、梁、床が耐火被覆鉄骨、屋根、小屋根、外壁が不燃材料

※鉄筋イコール耐火構造ではありませんので注意してください(準耐火や軽量鉄骨は木造扱いです)。

火災共済のサービス期間

火災共済の加入申込書が医労連共済に到着した翌日午前0時から正式効力発生日(翌月1日)までサービス保障期間とします(サービス期間は火災共済のみの扱いです)。

年払い希望の方

年払い割引はありません。組合によって年払いか月払いに限定している場合もあります。組合にお問い合わせください。預金口座振替の場合は月払いのみです。

●火災などの保障

給付区分	損害の程度	共済金
全焼	焼損率70%以上	契約金額
その他	焼損率70%未満	契約共済金額の70%を限度として再取得価額



臨時費用

最高200万円を限度に共済金の15%以内(地震特約には臨時費用はつきません)

- (注1) 臨時費用とは、火災などにもなう生活上の臨時の支出に充てるために要する額をいい、支払い率は共済金とは別枠で共済金の15%をお支払いするものです(最高200万円が限度です)。
(注2) 火災などの損害報告の届け出が遅れた場合は、損害額が特定できず、共済金が支払われない、または削減される場合があります。

落雷時の給付事例

建物 210口・家財 200口 木造加入 (月掛金) 2,050円

落雷による停電が発生 損害額 508,200円(消費税込)

照明器具は復旧したが、電気ファンヒーター2台、テレビ2台、ラジオ1台、給湯器、風呂用ボイラー、冷蔵庫が使用不能となった。

給付金 508,200円 + 臨時費用 15% 76,230円 合計給付額 584,430円

医労連共済ホームページで掛金・給付シミュレーションができます。http://www.iro-kyosai.jp

たよりになる
ワイドな保障です

1口あたり最高10万円保障

あなたの掛金を計算してみましょう

最初のチェック

貸家の方
他人に住居を貸している方
建物のみ加入ができます

自家の方
持家に住んでいる方
建物・家財とも加入ができます

借家の方
借家などにお住まいの方
家財のみ加入ができます

建物(最高400口まで)

家財(最高200口まで)

加入の上限口数と掛金

※掛金は「建物」「家財」とも同じ

	木造	耐火構造
1坪当たりの上限口数	7口	8口
1口当たりの掛金	5円	2.5円

1坪あたりの上限口数とは
1坪を再建する時の最低価額
木造 7口×10万円=70万円
耐火 8口×10万円=80万円

どちらかにチェック
木造・モルタル等
耐火構造
注: 医労連共済の耐火構造基準では、準耐火や軽量鉄骨も木造扱いです

建坪(延べ面積)は?
坪
(㎡の場合は3.3で割り算、小数点以下は切り上げ)

※家財のみ加入の時、建坪は不要です

建物の掛金は…

例 → 建物 木造/耐火 建坪30坪の場合

1 自家(木造・モルタル) → 建物と家財に加入できます

建物の加入口数	加入口数	建坪(延べ面積)	坪	×	7口(木造)	=	210口	口まで加入できます
月掛金	210口	×	5円(木造)	=	1,050円			
最高保障額	210口	×	10万円(1口あたり最高保障額)	=	2,100万円			

★家財加入については下記を参照して計算の上、建物と合計してください

2 自家(耐火構造) → 建物と家財に加入できます

建物の加入口数	加入口数	建坪(延べ面積)	坪	×	8口(耐火)	=	240口	口まで加入できます
月掛金	240口	×	2.5円(耐火)	=	600円			
最高保障額	240口	×	10万円(1口あたり最高保障額)	=	2,400万円			

★家財加入については下記を参照して計算の上、建物と合計してください

あなたの掛金は?

※耐火の場合、偶数口数での加入になります

口数	坪	×	木造7口・耐火8口	=	口
掛金	口	×	5円(木造) / 2.5円(耐火)	=	円
最高保障額	口	×	10万円(1口あたり最高保障額)	=	万円

3 貸家に掛けたい方 → 建物のみ加入できます

★「木造・モルタル」か「耐火構造」かによって上記①か②を参照して計算してください

家財の掛金は…

家財加入口数(限度)

組合員又は 同居の年齢	満30歳未満	満30歳代	満40歳代	満50歳以上
1~2人	80口	150口	200口	200口
3人	90口	160口	200口	200口
4人	100口	180口	200口	200口
5人以上	140口	200口	200口	200口

※家族の範囲は組合員及び同一生計で同居の2親等以内です。組合員が単身赴任等で自家に居住していない場合も家族の人数に含めます

加入限度口数は?
居住中(本人を含む)の
最高年齢者の年齢と
居住人数によって決まります

例 → 家財 家族3名・最高年齢満50歳以上の場合

お住まいの建物に
木造モルタルの場合

加入口数	上記の表を参照してください
月掛金	200口 × 5円(木造) = 1,000円
最高保障額	200口 × 10万円(1口あたり最高保障額) = 2,000万円

お住まいの建物に
耐火構造の場合

加入口数	上記の表を参照してください
月掛金	200口 × 2.5円(耐火) = 500円
最高保障額	200口 × 10万円(1口あたり最高保障額) = 2,000万円

計算方法は?
建物と同じ

掛金	口	×	木造5円・耐火2.5円	=	円
最高保障額	口	×	10万円(1口あたり最高保障額)	=	万円

自分の建物と家財の掛金を合計してみましょう

建物 口 円 + 家財 口 円 = 口 円/月

※火災共済に地震特約をつけると、掛金は2倍の金額となります